

困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)
相談専用 ☎52-8088
受付 平日 9時30分~16時

貴金属等の訪問買い取り「押し買い」に注意!

事例①

「不要な着物はありますか」と電話があり、ちょうど処分するつもりで着物があつたので来てもらった。業者に着物の査定をしているとき「アクセサリーもあれば見させてもらいます」としつこく言うので指輪やネックレスなどを見せた。売るつもりはなかったが一人で対応して帰ってくれそうもなかったので仕方なく数点引き取ってもらった。結局、安価で買い取られただけで着物は買ってもらえなかった。

事例②

「貴金属の買い取りをします」とやって来た業者に、高齢の母親が指輪とネックレスを売却してしまった。高価なものだったので返してほしいが業者名がわからない。



アドバイス



自宅にやって来た業者に、十分な説明もないまま宝石・指輪・金貨等の貴金を安値で買い取られたという「押し買い」の相談が昨年度から続いています。一度業者に売り渡してしまった貴金属類を取り戻すことは容易ではありません。

対応のポイント

- 売るつもりがないなら、きちんと断りましょう。もし査定をしてもらうなら複数で対応するなどしましょう。
- 買い取りをしてもらう場合は、品物やその値段、業者名・住所・電話番号等の取引記録の書面を必ずもらいましょう。
- 業者に対して古物商許可証(都道府県の公安委員会から古物商営業の許可を受けたもの)の提示を求めることもできます。

2月から法律施行「押し買い」が規制対象に

急増した貴金属等の買い取り被害を未然に防止するため、特定商取引に関する法律の一部が改正され、「押し買い」は「訪問購入」ということで規制対象として追加されました。

法律改正によって…

- ◆ 事業者が訪問して買い取る原則全ての物品に対して、売主である消費者が8日以内であればクーリングオフによる契約解除ができ、物品の引き渡しを拒否できます。
- ◆ 契約締結時には、物品名や価格等を記載した書面の交付義務や消費者が頼んでもいないのに勝手に業者が訪問して買い取りを勧誘することの禁止など、様々な規制がかかります。

人のうごき	人口40,663人(-20)	男19,934人(-17)	女20,729人(-3)	世帯数13,789世帯(+26)
	65歳以上の人口 10,376人	高齢化率 25.52%	※カッコ内は前月との比較【平成25年2月1日現在】	

2013.2/15

編集発行

米原市役所

広報秘書課

〒521-8501
滋賀県米原市下多良三丁目3番地
TEL 0749(52)6627
FAX 0749(52)5195



発行日
Eメール
公式サイト
http://www.city.maibara.lg.jp/
koho@city.maibara.lg.jp
平成25年2月14日(木)